

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 7 月 12 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700055号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700036号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成4年10月1日から同年9月16日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

平成4年9月16日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成4年9月16日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年9月16日から同年10月1日まで

私は、昭和56年4月1日にA社に入社し、昭和63年11月16日から平成4年9月15日までの期間はC労働組合に出向していたが、同年9月16日にA社に復職以降、現在に至るまで同社に継続して勤務している。請求期間について、厚生年金保険の記録が空白期間となっているが、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求者の社員プロフィール、D健康保険組合から提出された請求者の健康保険被保険者資格証明書、雇用保険の加入記録及び事業主の回答から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務(平成4年9月16日にC労働組合からA社に復職)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成4年9月の標準報酬月額については、請求者のA社における同年10月の厚生年金保険の記録及びE企業年金基金における同年10月の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成4年9月16日から同年10月1日までの期間について、請求者に係る保険料を

納付したか否かは不明と回答しているが、事業主から提出された請求者の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写し）により、事業主から請求者の資格取得年月日を同年 10 月 1 日として社会保険事務所（当時）に対し届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、請求者の同年 9 月 16 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。